

# 『緊急中小企業支援資金（人件費・物価高騰対策）』

渋谷区では、人件費および物価高騰等の影響を受けている区内の中小企業を対象にした融資あっせん制度を設け、中小企業の経営改善を支援します。

## 制度概要

1	受付期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで ※受付終了間際は面談予約が混み合うことが予想されます。 お早めにご予約いただくことをおすすめします。
2	融資限度額	2,000万円以内 ※融資限度額内であっても、本資金の既往債務と新規資金を一本化(借換)することはできません。
3	資金使途	運転資金
4	貸付期間	7年以内(据え置き1年を含む)
5	利率	本人負担利率:無利子 ※区が利子を補助します(利子補給:1.7%以内 名目利率:1.7%以内)
6	保証の方法	任意(信用保証協会の保証、連帯保証人、担保 等)
7	融資対象者	原則として、次の(1)~(4)を満たしている必要があります。 (1)渋谷区内に主たる事業所及び本店登記(個人事業主は事業所又は住所)を有すること。 (2)信用保証協会の保証対象業種であり、許認可を要する業種にあっては許認可を受けていること。 (3)法人は法人都民税、個人事業主は特別区民税を融資あっせん申込日までに、納付すべきものを完納していること。 (4)渋谷区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。 ※区内に主たる事業所及び本店登記(個人事業主は事業所又は住所)を移してから1年未満の事業者も申請可能です。 <u>※バーチャルオフィスについては原則あっせん不可ですが、渋谷区内に事業実態がある場合は対象となることがあります。詳細は区ポータルをご確認ください。</u>
8	融資条件	<b>【1年以上事業を営んでいる法人及び個人事業主】</b> 人件費・物価高騰の影響により、最近3か月間(申請月((注)面談を受ける月)の3か月前の月を含むこと)の売上高、売上総利益又は営業利益いずれかの合計が前年同期と比べて、10%以上減少していること。 <b>【創業後1年未満の中小企業者(創業者)】</b> 人件費・物価高騰の影響により、最近1か月間(申請月((注)面談を受ける月)の3か月前まで)の売上高、売上総利益又は営業利益のいずれかが、創業後の任意の連続した3か月間の平均額と比べて、10%以上減少していること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           売上総利益(粗利) = 売上高 - 売上原価(仕入や材料費等)            営業利益 = 売上総利益 - 販売費・一般管理費(人件費や光熱費等)         </div>
9	信用保証料補助	なし(信用保証料は自己負担)

次のいずれかに該当した場合は、利子補給を終了します。

- ①渋谷区外に転出したとき (法人は主たる事業所または本店登記を区外に移したとき、個人事業主は事業所または住所を区外に移したとき ※本店登記が渋谷区内でもバーチャルオフィス等である場合には利子補給が終了する場合があります。)
- ②繰上完済・代位弁済・事業廃止したとき
- ③その他、渋谷区が不適当と認めたとき

※必要書類等・申込方法については裏面をご確認ください。

## 1. 必要書類

No	法人	個人
1	直近一期分の法人税確定申告書と決算書一式(勘定科目内訳書・法人事業概況説明書を含む)のコピー ※電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付 ※税務署の受付確認できない場合、法人税の納税証明書(その2)を添付	直近一年分の所得税確定申告書と決算書(青色)または収支内訳書(白色)のコピー ※電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付 ※税務署の受付確認できない場合、所得税の納税証明書(その2)を添付
2	登記簿謄本履歴事項全部証明書の原本 ・発行日より3か月以内で、法務局で発行されたもの	住民票の原本 ・発行日より3か月以内で、マイナンバーの記載がないもの
3	法人都民税納税証明書の原本 ・都税事務所で発行する発行日より3か月以内のもの ・必要書類No.1の決算期と一致するもの	特別区民税納税証明書の原本 ・渋谷区が発行する発行日より3か月以内のもの ・令和7年度分(令和6年1月～12月の所得)
4	<input type="checkbox"/> 緊急中小企業支援資金理由書・計算書(区様式) ※区ホームページからダウンロード可能です。 <input type="checkbox"/> 創業後1年以上の中小企業者 最近3か月間(申請月((注)面談を受ける月)の3か月前の月を含むこと)と前年同期の売上高・売上総利益・営業利益のいずれかが分かる書類 (法人概況説明書、試算表、月次損益計算書、青色申告決算書(損益計算書)、売上台帳など) <input type="checkbox"/> 創業後1年未満の中小企業者 最近1か月間(申請月((注)面談を受ける月)の3か月前まで)と創業後任意の連続した3箇月間の売上高・売上総利益・営業利益のいずれかが分かる書類 (月次損益計算書、売上台帳、仕入れ・販売管理費がわかる資料など)	
5	<b>※該当する場合のみご用意ください</b> <input type="checkbox"/> 金融機関からの借入金がある場合には、借入金の明細書のコピー (借入先・借入年月日・借入残高・返済月額・返済期限及び信用保証協会の保証付か否かが分かる書類) <input type="checkbox"/> 許認可を要する業種の場合、許認可を受けていることを証明する書類のコピー(例:飲食店の営業許可書など) <input type="checkbox"/> レンタルオフィス、シェアオフィスまたはコワーキングスペースに法人登記・事業実態がある場合、使用契約書や賃貸借契約書のコピー(常時利用可能なデスクやスペースを、現在(面談日)までに <u>1年以上</u> (※)継続して利用していることがわかるもの) ※創業後1年未満、区内に移転して1年未満、新規で契約または契約プランの変更(常時利用不可⇒常時利用可)をして1年未満等の場合はこの限りではありません。	

### 【創業後1年未満の場合】

1の提出は不要です。ただし、個人事業主は、事業所所在地が分かる書類のコピー(賃貸契約書など)を持参してください。

3は発行可能な場合に提出してください。5に記載するオフィス形態をご利用の方は、契約書を持参してください。

### 【区内に移転して1年未満の場合】

1または2で区内住所が確認できない場合、事業所所在地が分かる書類のコピー(賃貸契約書など)を持参してください。3は発行可能な場合に提出してください。5に記載するオフィス形態をご利用の方は、契約書を持参してください。

## 2. 申込方法

経営相談員との来庁相談が必要です。

事前予約制ですので、区ポータルからオンラインでご予約ください。

## 3. その他

取扱可能な金融機関は、区ポータル内「渋谷区中小企業事業資金融資あっせんのご案内」をご確認ください。融資の実行可否は、最終的には金融機関や信用保証協会の審査結果によります。

オンライン予約  
取扱金融機関の確認はこちら⇒



【問い合わせ先】渋谷区 産業観光課 産業振興係 TEL: 03-3463-1762

※予約はオンラインでお申込みください

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 7階 (電話受付時間: 平日9時～17時)